

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針の概要

監督指針策定の背景

- 清算・振替機関等については、平成24年の店頭デリバティブの清算・取引情報保存義務導入など、その業務が拡大・複雑化
 - 先般の金融危機以降、国際原則である「金融市場インフラに係る原則」の策定など、国際的な規制環境も大きく変化
- ⇒ 清算・振替機関等に対する監督上の着眼点・監督手法等を具体化・明確化することにより、国際的な規制水準を確保しつつ、清算・振替機関等における一層的確な業務運営の確保等を図るため、監督指針を策定

監督指針の適用対象

有価証券等の取引成立後の多量・多額の処理（清算、決済、記録）を行う金融庁所管の事業者

清算機関（金融商品取引法）

資金清算機関（資金決済法）

振替機関（社債・株式等の振替に関する法律）

取引情報蓄積機関（金融商品取引法）

監督指針の主要項目

1. 監督に係る事務処理上の留意点

- ①一般的な監督事務
- ②検査部局等との連携確保
- ③法令解釈等の照会への対応
- ④行政指導を行う際の留意点
- ⑤行政処分を行う際の留意点

2. 経営管理（ガバナンス）

清算・振替機関等の経営管理の有効性の検証

3. 財務の健全性

清算・振替機関等の財務の健全性確保のための管理態勢の検証

- ①資本の充実
経営の態様に応じた十分な財務基盤の保有
- ②信用リスク・流動性リスク等 <清算・資金清算>
参加者が破綻した場合に備えた財務資源・流動性の確保

4. 業務の適切性等

清算・振替機関等のコンプライアンス態勢等の検証

- ①法令等遵守
(うち「本人確認、疑わしい取引の届出」 <振替>)
- ②業務継続体制
- ③事務リスク・システムリスク管理
リスクの特定・管理、外部委託先の適切な管理、データ管理態勢の整備、コンティンジェンシープランの策定 等
- ④参加者破綻等への対応手続 <清算・資金清算・振替>
破綻等への対応手続きの明確化、マニュアルの整備 等